

[002]史淵表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/2344457>

出版情報 : 史淵. 2, 1930-12-28. Faculty of Law and Letters of the Kyushu Imperial University
バージョン :
権利関係 :

九大史學會規則

- 第一條 本會ハ九大史學會ト稱ス
- 第二條 本會ハ史學ヲ研究スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ史學ニ篤志ナルモノヲ以テ會員トス
會員ハ贊助會員及ビ通常會員トス
- 第四條 本會ノ事業左ノ如シ
一、例會、大會
二、會報ノ發行
三、史學研究ニ必要ナル事業
- 第五條 本會ニ委員若干名ヲ置キ委員會ヲ組織ス
委員ノ任期ハ一ケ年トス
- 第六條 次期委員ハ毎年改選期ニ現在委員ノ投票ニ依リテ之ヲ決ス
- 第七條 委員會ハ本會ノ事務ヲ議決ス
- 第八條 本會ニ庶務係、會計係若干名ヲ置キ委員會ノ決議ニヨリ本會ノ事務ヲ分掌ス、庶務係及會計係ハ委員中ヨリ之ヲ互選ス
- 第九條 贊助會員ハ特ニ本會ノ事業ヲ助クルモノトス
本會ニ入會セントスルモノハ本會々員ノ紹介ヲ要ス
贊助會員ハ委員會之ヲ推薦ス
- 第十條 會員ハ住所變更ノ都度之ヲ本會事務所ニ通知ス可シ
退會セントスル者亦同シ
- 第十一條 會員ハ會費トシテ年額一圓ヲ釀出スルモノトス

第十三條

會費滯納ノモノ又ハ本會委員會ニ於テ不都合ト認めタル者ハ除名スル事アルベシ

第十四條

本會ノ事務所ヲ九州帝國大學法文學部史學研究室内ニ置ク

第十五條

本規則ノ變更ハ委員會ノ決議ニヨル

以上

本年度委員

長 壽 吉	長 沼 賢 海	重 松 俊 章	竹 岡 勝 也	大 村 作 次 郎	伊 奈 健 次	菅 原 義 孝	國 行 一 男	小 林 榮 三 郎	小 澤 彌 太 郎	安 河 内 隆	山 本 博	井 邊 房 夫	青 野 喜 助
-------	---------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	-----------	-----------	---------	-------	---------	---------